

滑川町消防水利施設に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第32条に定める消防の用に供する貯水施設等に関する基準について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防水利施設 消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定に基づく消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号。以下「水利基準」という。）に規定する消防水利のうち、防火水槽又は消火栓をいう。
- (2) 開発行為 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (3) 開発行為者 開発行為を行う者をいう。
- (4) 開発区域 開発行為をする土地の区域をいう。
- (5) 事業者 開発行為を施工する者をいう。

(適用)

第3条 この基準は、滑川町（以下「町」という。）における開発行為、土地区画整理事業及びその他宅地開発とみなし得る事業について適用する。

(開発区域の消防水利基準)

第4条 開発区域における消防水利は、水利基準によるほか、この基準の定めるところによる。

(消防水利施設の設置)

第5条 消防水利施設は、開発区域が1,000平方メートル以上の場合に設置するものとする。

2 開発行為者は、開発区域に消防水利施設を表1に定める基準に従い設置しなければならない。

ただし、既設の消防水利施設（40立方メートル級以上の防火水

槽又は第7条第2項の規定による消火栓)により表1に定める基準内で包含できると町長が認めた場合は、この限りではない。

- 3 その他町長が必要と認める場合は、消防水利施設を設置するものとする。

表1

区 分	消防水利設置基準（年間平均風速毎秒4メートル未満）
市街化区域	半径100メートル以下
市街化調整区域	半径120メートル以下

(注)

- 1 消防水利施設を中心として、一定の円を描き、これらの円で開発区域が完全包含（取付道路等含む）されること。
- 2 消防水利施設が複数設置される場合は、これらの円に隙間がないことを原則とする。
- 3 隣接する市町の既設消防水利施設による包含は認めないものとする。

(消防水利施設の配置)

第6条 消防水利施設の設置は、消火栓のみに偏ることのないよう配置しなければならない。

- 2 開発区域と既設の消防水利施設との間に、消防自動車の通行ができない道路、幹線道路、鉄道、河川、擁壁、崖、建築物等により消防活動が困難又は分断される場合は、前項の規定にかかわらず、消防水利施設を増設しなければならない。

(消防水利施設の給水能力等)

第7条 消防水利施設は、次に掲げる給水能力等を有するものでなければならない。

- 1 防火水槽は、常時貯水量が40立方メートル以上とする。
- 2 消火栓は、取水能力が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するもので、次に掲げる基準とする。

(1) 呼称65の口径を有するもので、口径150ミリメートル以上の管に取り付けられているものであること。ただし、管網の1辺の長さが180メートル以下となるように配管されて

いる場合は、口径 75 ミリメートル以上とすることができる。

(2) 口径 150 ミリメートル以上の配管から分岐された口径 75 ミリメートル以上口径 150 ミリメートル未満の枝状配管の場合、口径 150 ミリメートルの配管の直近に設置された消火栓は消防水利として取り扱うものとする。

(3) 私設消火栓の水源は、5 個の私設消火栓を同時に開弁したときに、本項に規定する給水能力を有するものとする。

(消防水利施設の位置)

第 8 条 消防水利施設は、次に掲げる位置に設置しなければならない。

(1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に定める道路又は道路に面した位置及び歩道上とし、消防自動車が安易に接近し、部署でき、常に維持管理できる場所にあること。

(2) 消火栓は、歩道と車道の区別のある道路の場合は、原則として、歩道上に設置すること。

(消防水利の標識等)

第 9 条 消防水利施設を設置した場合は、町が別に定める規格等に適合する消防水利の標示をしなければならない。

(消防水利施設の規格等)

第 10 条 消防水利施設を設置する場合は、消防関係法令及び水利基準の定めによるもののほか次に掲げる基準によるものとする。

(1) 防火水槽 町が別に定める規格等に適合するものであること。

(2) 消火栓 町が別に定める規格等に適合するものであること。

(消防水利の変更等)

第 11 条 開発行為者は、消防水利の位置、構造、仕様等について変更があった場合は、当該変更の内容について町長に届け出て必要な指示を受けなければならない。

(消防活動空地等)

第 12 条 開発行為者は、開発区域内に中高層建築物又は延べ床面

積が 1,000 平方メートル以上の建築物を建築する場合は、消防水利施設及び消防活動に必要な空地等の設置について、「比企広域市町村組合中高層建築物等の建築に関する基準要綱」に基づき、比企広域市町村圏組合消防本部と協議すること。

(同意又は協議等の当事者)

第 13 条 消防水利に関する同意又は協議の当事者は、町長と開発行為者とする。

(同意)

第 14 条 開発行為者は、法第 32 条に基づき、消防水利施設について協議し、同意を得ようとする場合は、開発行為同意申請書(様式第 1 号)に関係書類を添付し、町長へ 2 部提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により同意するときは、開発行為者に対して開発行為同意書(様式第 2 号)を交付するものとする。

(消防水利の検討)

第 15 条 町長は、開発計画を知り得たときは、当該区域について表 1 に定める基準に従い、消防水利が基準に充足しているか検討しなければならない。

2 前項により検討した結果、消防水利の不足区域がある場合、表 1 に定める基準に従い、充足する消防水利施設を設置させなければならない。

(協議)

第 16 条 開発行為者は、開発行為により消防水利施設を新設する場合においては、開発行為協議申請書(様式第 3 号)に関係書類を添付し、町長へ 2 部提出して協議しなければならない。

2 町長は、開発行為者から開発行為協議申請書(様式第 3 号)の提出があった場合は、前条の検討結果に基づき、開発区域に設置を要する消防水利施設について協議するとともに、協議書(様式第 4 号)を 2 部作成し、それぞれ保管しなければならない。

3 事業者は、所定の手続きが完了した後でなければ当該事業に着手することができない。

- 4 協議締結後、計画変更又は設計変更が生ずる場合は、速やかに変更が生ずる関係箇所について、町長と協議し変更承認を受けた後でなければ計画変更及び設計変更を行うことができない。

(完了検査)

第 17 条 開発行為者は、消防水利施設の設置工事が完了した場合は、開発行為に伴う消防水利施設工事完了検査願（様式第 5 号）を町長に提出し、必要な検査（以下「完了検査」）を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の完了検査願を受理した場合は、事業者立会いのもと、完了検査を実施するものとする。なお、適合していない場合は改善指示を行い、事業者は基準に適合させなければならない。

- 3 町長は、完了検査の結果、適合していると認められる場合は、消防水利施設工事完了検査済証（様式第 6 号）を開発行為者の依頼に基づき交付するものとする。

(消防水利施設等の管理、帰属)

第 18 条 同意又は協議により設置された公共施設の用に供する消防水利施設は、町の管理に属するものとし、法第 40 条の定めるところにより、町に帰属するものとする。この場合は、施設帰属申出書（様式第 7 号）を町長へ提出しなければならない。

ただし、第 16 条の協議により別段の定めをした場合は、この限りでない。

(その他)

第 19 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

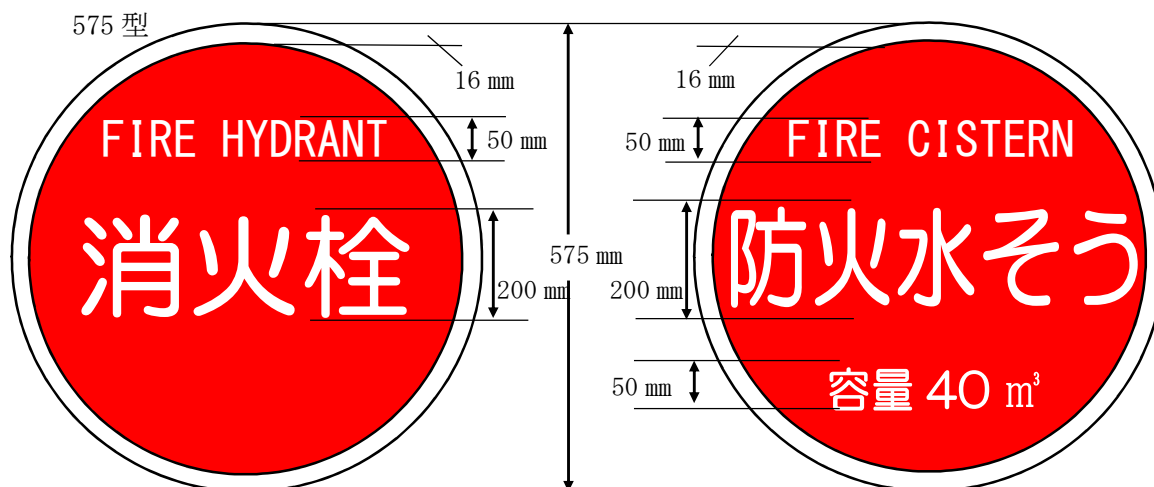
【消防水利の標識等】

水利所在標示の方法	標 示 内 容	
標識による標示	消火栓	(支 柱) 丸ポール埋込型、新建植 5 7 5 型車道用又は歩道用 (標識板) 5 7 5 型全面反射型又は両面用 (文 字) 消火栓 (図 1 による)
	防火水槽	(支 柱) 丸ポール埋込型、新建植 5 7 5 型車道用又は歩道用 (標識板) 5 7 5 型全面反射型又は両面用 (文 字) 防火水槽 (図 1 による)
焼付け塗装による標示	消火栓枠、防火水槽マンホール蓋枠への黄塗色 (焼付塗装) 及び消火栓設置位置への黄塗色路面標示 (焼付塗装)	

(注)

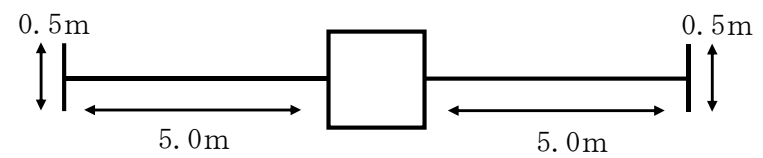
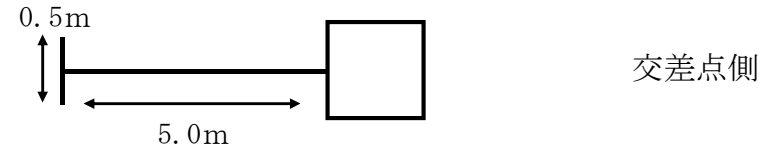
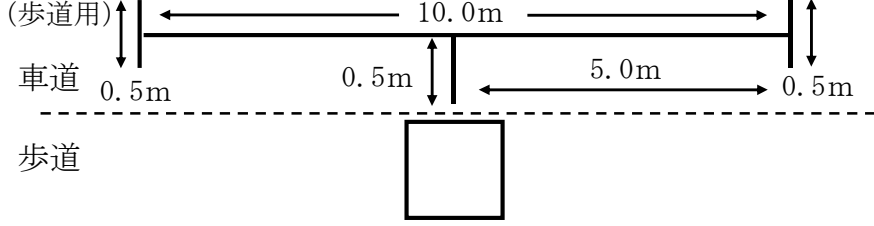
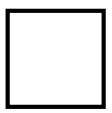
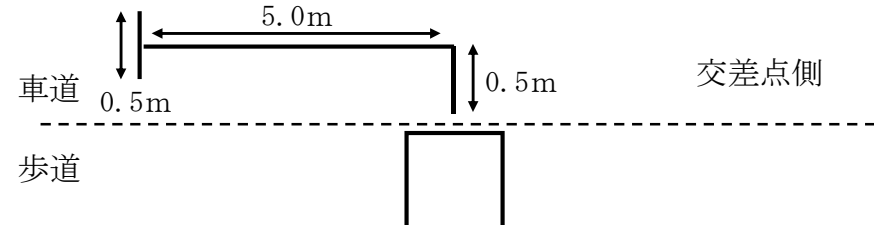
- 1 消火栓等の設置場所から概ね 5 メートル以内に標識を設けること。
- 2 防火水槽は、貯水量を標識に明示すること。
- 3 消火栓等に係る標識の規格及び構造は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 (昭和 53 年建設省令第 3 号) に規定する案内標示に準じたものであること。
- 4 消火栓等に係る標識を設置する場所については、協議の上決定すること。
- 5 消火栓枠の周囲に幅 15 センチメートルで黄色の路面焼付塗装を施すこと。
- 6 消火栓設置位置の状況に適した路面標示を黄色の路面焼付き塗装を施すこと。(図 2)
- 7 消防水利標識の設置は、交通障害等により当該標識を設置することが不可能な場合は、協議の上決定すること。

図 1 消防水利の標識

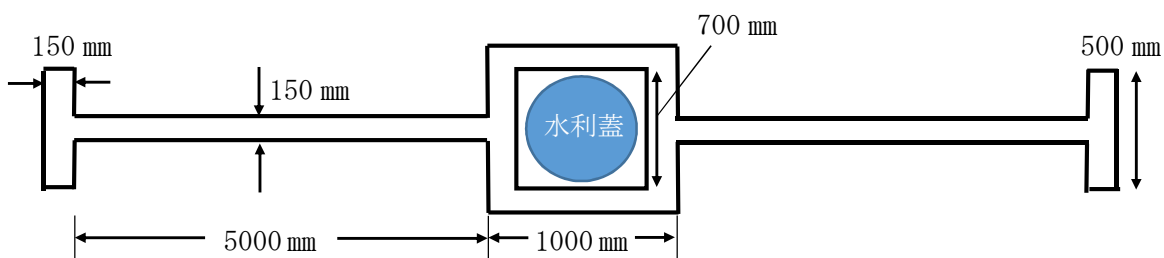


色彩：文字及び縁を白色、地を赤色とする。

図2 ① 消火栓用黄線焼付標示

区分	標示方法
1	(道路上) 
2	(交差点付近) 
3	(歩道用) 車道 歩道 
4	(交差点) 
5	(交差点付近歩道用) 車道 歩道 

② 黄線焼付標示のラインサイズ



【消防水利の規格及び構造】

1 消火栓の基準

- (1) 形式は、原則として地下式とし、副弁付の消火栓とする。
- (2) 枠は鉄筋コンクリート製、鋼鉄製、鋳鉄製又はこれらと同等以上とすること。
- (3) 消火栓蓋と放口及び開閉バルブとの距離は、30cm 以内とすること。なお、地上式にあつては、この限りでない。
- (4) 鉄蓋は、町が指定するもので、JISG5502 規定球状黒鉛鋳鉄品と同等以上のものとし、蓋 (FCD700)、受け枠 (FCD600) とともに基準に適合していること。(蓋、受け枠と合わせて 70kg 以上のものをいう。)
- (5) 町長が特に必要と認めるもの。

2 防火水槽の基準

(1) 公設防火水槽の構造等

防火水槽の構造、材質、強度等の要領事項については、「消防水利の基準（昭和 39 年 12 月 10 日消防庁告示第 7 号）」第 6 条（消防水利の構造）及び「耐震性貯水槽の技術指針（平成 13 年 3 月総務省消防庁作成）」並びに「消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成 14 年 4 月 1 日消防第 69 号）」に準拠するもののほか、次によるものとする。

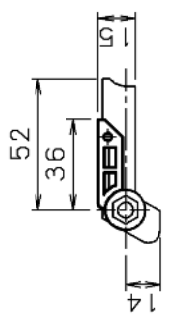
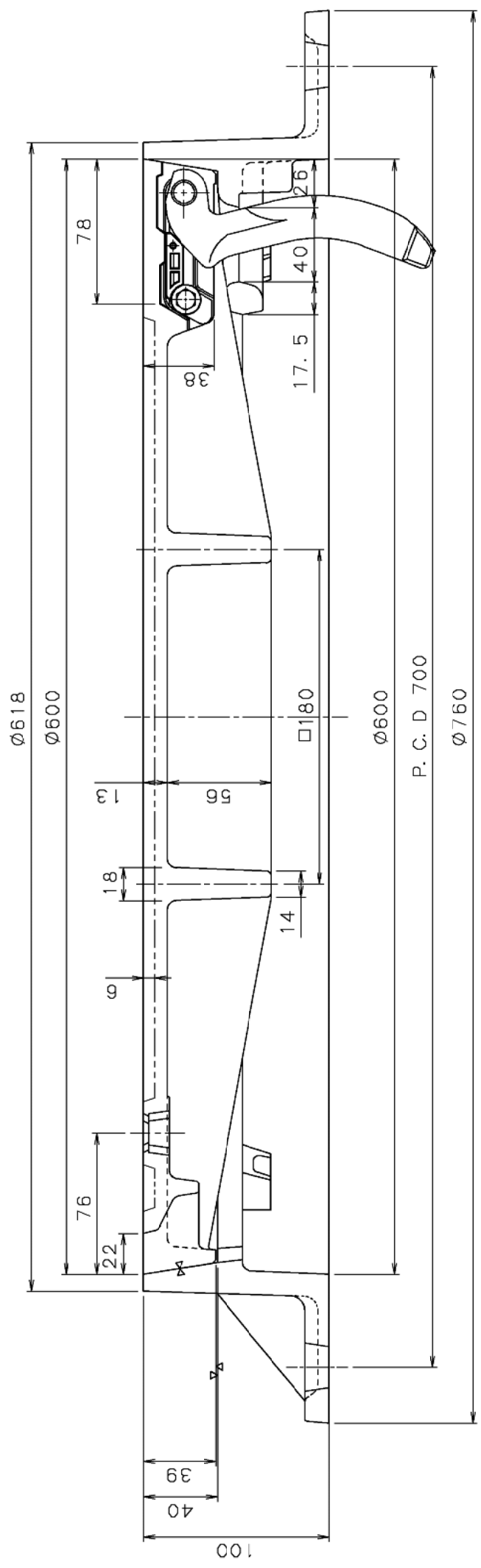
- ① 二次製品の防火水槽は、一般財団法人日本消防設備安全センターの型式認定製品であること。
- ② 地盤面から取水部底面までの落差は、4.5m 以下であること。
- ③ 吸管投入孔は丸型を原則とし、内径 60cm 以上とすること。なお、投入孔は原則 2 箇所設けること。
- ④ 吸管投入孔の直下に、所要水量のすべてを有効に吸い上げられるよう集水ピットを設けること。その深さは 50 cm 以上とし、幅は一辺が 60cm 以上又は直径が 60cm 以上とすること。
- ⑤ 鉄蓋は、町が指定するもので、JISG5502 規定球状黒鉛鋳鉄品と同等以上のものとし、蓋 (FCD700)、受け枠 (FCD600) とともに基準に適合していること。(蓋、受け枠と合わせて 70kg 以上のものをいう。)
- ⑥ 安全対策及び保守点検のため、吸管投入孔の開口部から作業員が容易に水槽底に降りられるよう腐食しないタラップを設置すること。
- ⑦ 給水管、排水管及び採水口等を設置する場合には、別途協議すること。
- ⑧ 消防庁告示に基づき基準等の改正があつた場合、当該基準の適用を受けることとなるときは、改正後の基準によらなければならないものとする。
- ⑨ 上記のほか、町長が特に必要と認めるもの。

(2) 私設防火水槽の構造等

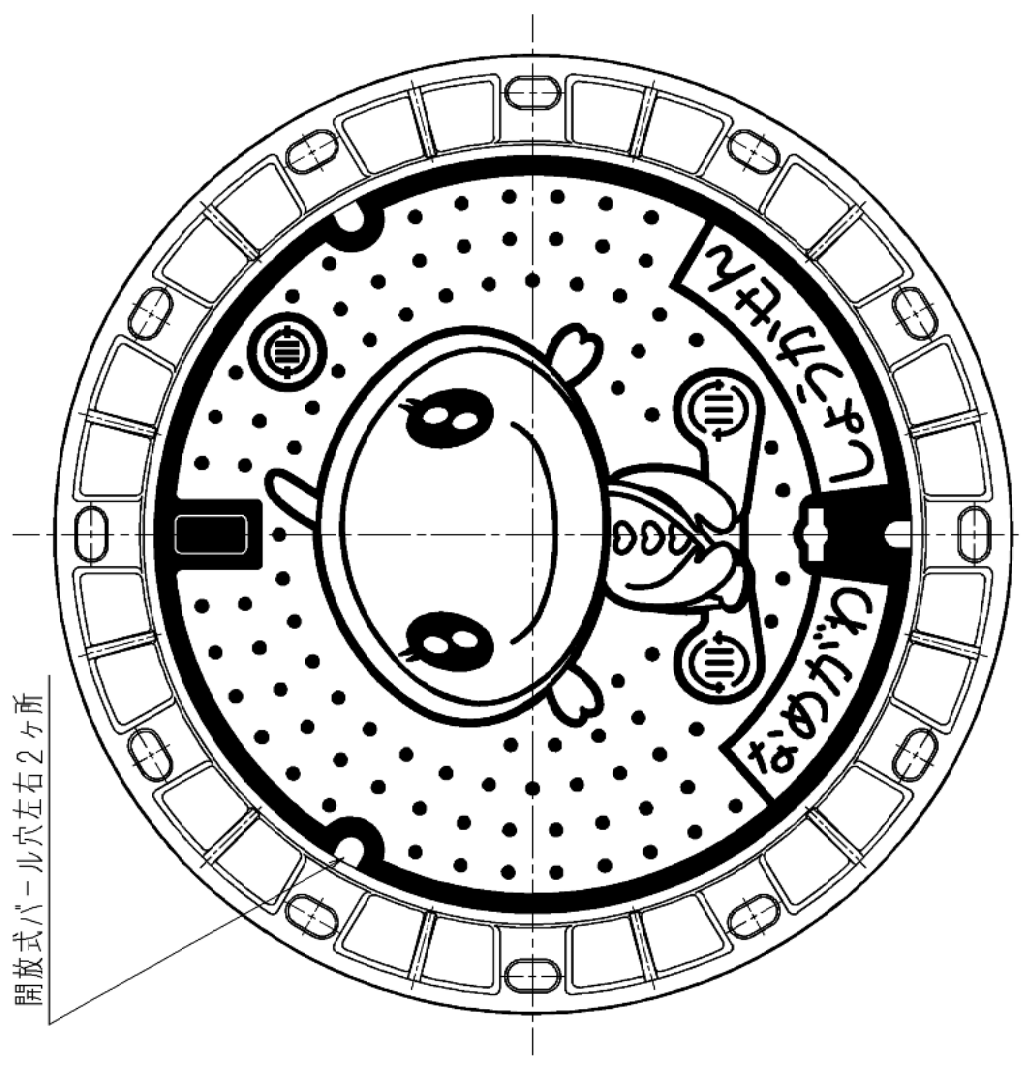
公設の防火水槽の構造と同様の技術基準とするが、私設防火水槽については、維持管理義務者を明確にし、常に適正な状況に管理するものとする。

(3) 防火水槽用地の基準

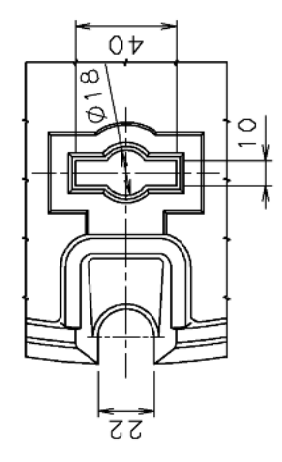
- ① 防火水槽は、原則として公園用地又は防火水槽の専用の用地に設置しなければならない。
- ② 防火水槽の用地の境界には、当該境界を明確にするための表示をしなければならない。
- ③ 消防自動車容易（2m以内）に部署できるものであること。安易に接近し、部署することが困難な場合は、道路から3メートル以内で消防活動上支障がない位置であること。
- ④ 防火水槽の用地は、少なくとも1辺が道路に隣接しているものとし、吸管投入口は当該1辺に最も近い配置となるようにしなければならない。
- ⑤ 防火水槽の用地は、防火水槽の基礎面積以上とし、水槽の外壁の周囲から1.5m以上の空地を確保しなければならない。
- ⑥ 防火水槽の用地は、アスファルト等で雑草等が生えない構造としなければならない。
- ⑦ 防火水槽の用地は、原則として車両が用地に進入し、又は駐車しないよう高さ20cm以上の車止め等を設置するものとする。
- ⑧ 公園に設置する場合は、都市公園法（昭和31年法律第79号）の規定により、公園管理者の占有許可が得られる構造のものとする。
- ⑨ 公園等で防火水槽の周囲にフェンスを設ける場合は、周囲1.2m以上のネットフェンスで囲うとともに、吸管投入孔直近のフェンス開口部（内開き）を投入孔と同数設けること。
- ⑩ 上記のほか、町長が必要と認めるもの。



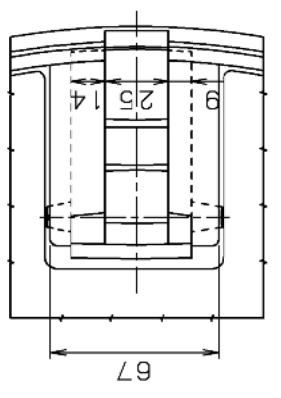
蝶番押え



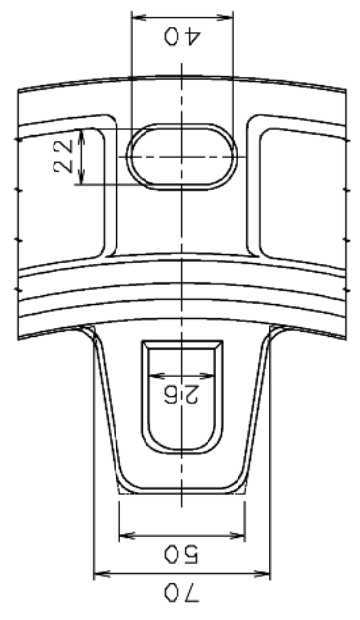
平面



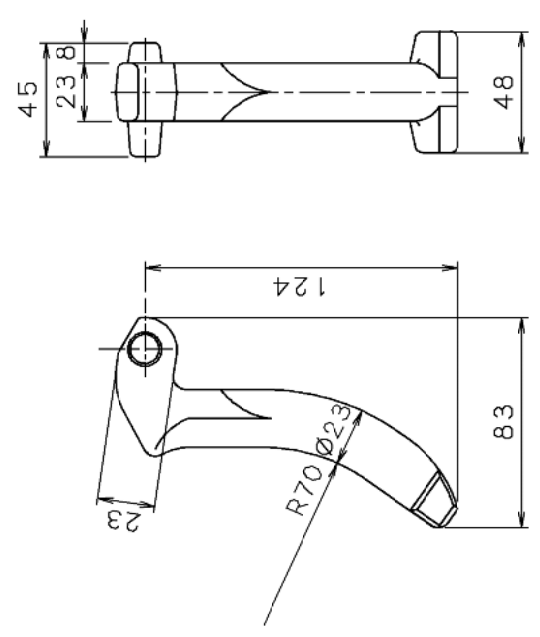
中央パール穴部詳細



蓋裏蝶番部詳細



受枠蝶番部詳細

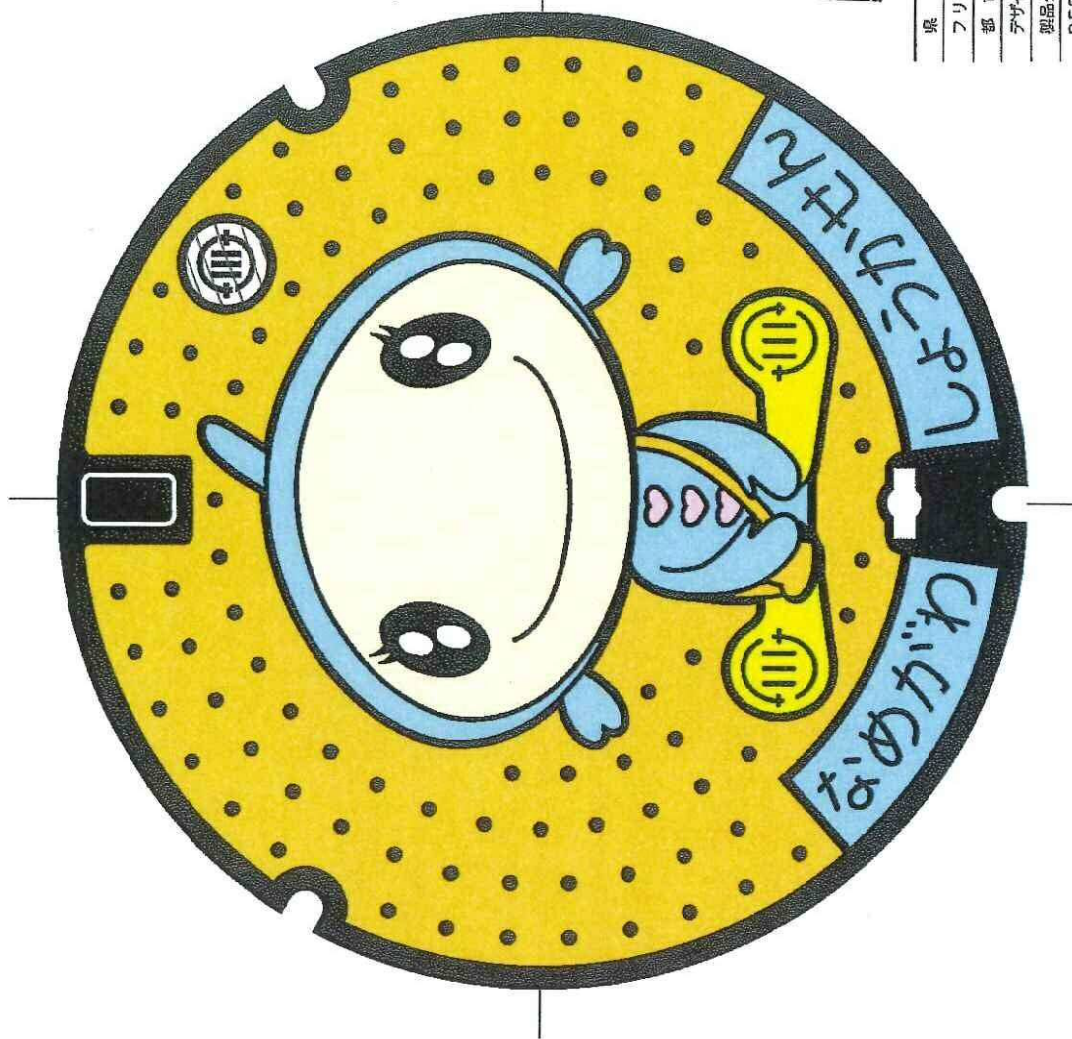


蝶番金物詳細

4	蝶番押え	ナイロン	1						
3	蝶番金物	FCD600	1						
2	受枠	FCD600	1						
1	蓋	FCD700	1						
品番	名称	材質	個数	備考	設計	図番	尺度	年月日	
型式	CHOS-60G-10L (XXX·UED) (1ID-)								
品名	滑川町 消火栓鉄蓋φ600								
日之出水道機器株式会社									

タイプ名	CIOS 60 (NWA) (G)
デザイン名	ターナちゃん
県名	埼玉県
都市名	滑川町
県都市CD	11-341
色指示NO.	PNE45
標示部分	色名 色番
ハツカ	イエロー XE001
ボシエト	イエロー XE001
頭・耳	ライトブルー XE102
胴体	ライトブルー XE102
文字座	ライトブルー XE102
瞳	紺色 XE007
顔	ベージュ XE005
服のボタン	桃色 XE151
足	ピンク XE039
マーカ座標示ナシ	

※面積が広い箇所が、剥がれやすい事は
営業所から役所にて了承済



県名	埼玉県
フリガナ	ナメガワマ子
都市名	滑川町
デザイン名	ターナちゃん
製品タイプ	CHOS-60
REF.No.	KA-14571-01S

日之出水道機器株式会社

凹凸比(凸部) 26.08%

※キャラクターの顔の部分は、色充填の面積が広いため他の箇所 비해 充填材が剥がれやすくなります。

【工事完了検査】

1 消防水利、消防水利施設工事完了事務手続き必要事項

工事が完了したときは、次のものを速やかに報告するとともに検査を受けること。

(1) 消火栓

- ① 開発行為に伴う消防水利施設工事完了検査願（様式第5号）
- ② 消火栓構造図（給排水計画図を含む）
- ③ 工事進捗状況写真（工事施工中のものを含む）
- ④ その他町長が必要と認めたもの（型式及び仕様のカタログを添付のこと。）

※必要書類が申請図面と重複する場合は、省略することができる。

(2) 防火水槽

- ① 開発行為に伴う消防水利施設工事完了検査願（様式第5号）
- ② 防火水槽構造図（給排水計画図を含む。）
- ③ 工事進捗状況写真（工事施工中のものを含む。）
- ④ その他（二次製品であれば型式認定書及び仕様のカタログを添付のこと。）

※必要書類が申請図面と重複する場合は、省略することができる。

2 検査

検査は、次のとおりとする。

(1) 図面審査

位置・構造等に係る必要書類を提出し、検査を受けること。

(2) 防火水槽中間検査（躯体検査）

- ① 財団法人日本消防設備安全センター認定製品
※埋め戻し前に認定番号及び配管等施工状況について検査を行う。
- ② 財団法人日本消防設備安全センター認定製品以外の防火水槽
※配筋、配管、躯体等必要と認めるものについて検査を行う。

(3) 防火水槽水張り（漏水）検査

水張り検査（完成検査）は、中間検査完了後、防火水槽に上水道を給水し、満水から72時間経過後に水位を計測し、その後48時間経過後の同一時間帯に水位の計測を実施する。

(4) 防火水槽完了検査

防火水槽設置に係る全ての工事が完了したした後に行う。

(5) 消火栓設置完了検査

消火栓設置の位置が申請図面のとおり適合しているか、消火栓器具、標識が規格のとおりであるか等について行う。

(6) 検査済証の交付

完了検査を行った結果、協議のとおり施工されていると認めた場合、消防水利施設工事完了検査済証（様式第6号）を開発行為者の依頼に基づき交付するものとする。

1 防火水槽

(1) 二次製品防火水槽

- ① 掘方を完了し、捨てコンクリート工等の基礎の状態
- ② 本体部材据付工、底部ピット筋結工、本体部材縦締工の状態
- ③ 漏水の状態（埋戻し前に外壁の目視による漏水検査）
- ④ 埋戻し及び整地の状態
- ⑤ 状態を確認する必要があるとき
- ⑥ 水位測定
- ⑦ 完成検査

(2) 現場打ち防火水槽

- ① 掘方を完了し、捨てコンクリート工等の基礎の状態
- ② 配筋工の状態
- ③ 型枠取り外し後躯体の状態（コンクリート打設の状態）
- ④ 防水工の状態
- ⑤ 漏水の状態（埋戻し前に外壁の目視による漏水検査）
- ⑥ 埋戻し及び整地の状態
- ⑦ 状態を確認する必要があるとき
- ⑧ 水位測定
- ⑨ 完成検査

2 消火栓

完成検査